

第2章 飲酒の問題を有する受刑者の実態と分析

第1節 調査の実施概要

1 調査の目的

本調査は、受刑者の飲酒量、飲酒頻度、飲酒歴及び飲酒に伴う否定的経験等（飲酒運転等の犯罪行為、飲酒時の暴力等の問題行動、飲酒問題がもとで家族と別れた経験など）並びにこれら相互の関連等について、全国規模で総合的、体系的にデータを収集し、受刑者と一般人との比較、飲酒の問題を有する受刑者と有しない受刑者との比較を行うなどして分析することにより、受刑者の飲酒行動と飲酒に関連した犯罪を含む問題行動の実態をとらえ、その問題性に即した効果的な処遇を講ずるのに必要な基礎資料を提供することを目的とする。

なお、女子受刑者についても、飲酒の問題を有する者が存在し、しかも、男子とは異なる問題を有していると考えられるが、統計分析を可能とするに十分なデータを得ることが困難であったため、今回の調査では対象外とした。

2 調査実施方法

（1）調査対象者

調査対象者は、平成20年8月1日から同月31日の間に刑事施設（医療刑務所及び拘置所を除く。）に刑確定により入所した日本国籍を有する成人男子受刑者のすべてである。

（2）調査方法及び調査項目

調査は、①刑事施設職員が刑事記録・処遇記録等を基に調査対象者の属性について記入する調査票（**卷末資料1**参照）と、②調査対象者である受刑者本人が記入する調査票（**卷末資料2**参照）からなる。

②の調査票については、個別方式又は集団一斉方式で、調査対象者に任意・無記名での記入を求め、①の調査票については、②で調査に応じた者全員を対象として記入を求めた。

調査項目は、①が25項目、②が21項目であり、その内容は卷末資料のとおりである。

（3）分析対象者

調査対象施設は61施設、調査対象者数は1,478人であるが、分析対象者は、②の調査票による調査に応じた受刑者1,440人（97.4%）である。

第2節 調査結果

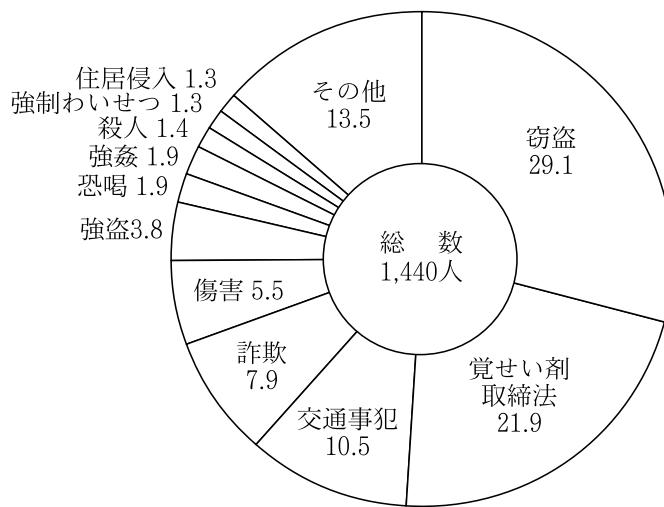
1 分析対象者の基本属性

(1) 本件罪名

刑事施設への入所に係る犯行（以下この章において「本件犯行」という。）（**卷末資料9** 参照）の罪名別に構成比を見たのが、**2-2-1-1図**である。

窃盗が29.1%（419人）、覚せい剤取締法違反が21.9%（316人）の順に構成比が高く、「交通事犯」（危険運転致死傷、自動車運転過失致死傷等及び道路交通法違反をいう。以下この章において同じ。）は、10.5%（151人）であった。

2-2-1-1図 本件罪名別構成比



注 1 「交通事犯」は、危険運転致死傷、自動車運転過失致死傷等及び道路交通法違反である。

2 「その他」には、罪名不詳の者2人を含む。

(2) 年齢等

分析対象者の刑事施設への入所時年齢については、**2-2-1-2表**、本件犯行時年齢については、**2-2-1-3表**のとおりである。

それぞれについて、年代別には、30歳代及び40歳代が占める構成比が高く、合わせて約5割を占めた。入所時年齢の平均は42.3歳、最高齢は84歳であり、本件犯行時年齢の平均は41.3歳、最高齢は83歳であった。

入所時年齢層別に入所度数を見たのが、**2-2-1-4表**である。

2-2-1-2表 入所時年齢層別人員

入 所 時 年 齡	人 員
総 数	1,440 (100.0)
20 ~ 24 歳	116 (8.1)
25 ~ 29 歳	172 (11.9)
30 ~ 39 歳	386 (26.8)
40 ~ 49 歳	328 (22.8)
50 ~ 59 歳	255 (17.7)
60 ~ 64 歳	99 (6.9)
65 歳 以 上	84 (5.8)

注 () 内は、構成比である。

2-2-1-3表 本件犯行時年齢層別人員

犯 行 時 年 齡	人 員
総 数	1,439 (99.9)
19 歳 以 下	10 (0.7)
20 ~ 24 歳	156 (10.8)
25 ~ 29 歳	170 (11.8)
30 ~ 39 歳	371 (25.8)
40 ~ 49 歳	315 (21.9)
50 ~ 59 歳	259 (18.0)
60 ~ 64 歳	87 (6.0)
65 歳 以 上	71 (4.9)

注 1 不詳の者1人を除く。
2 () 内は、構成比である。

2-2-1-4表 入所時年齢層別・入所度数別人員

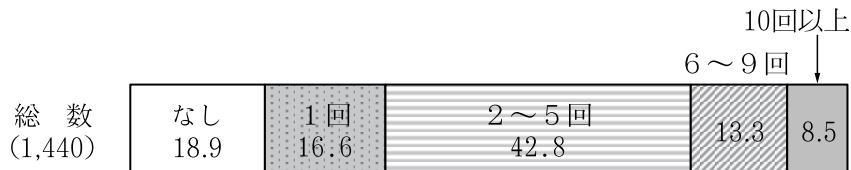
入 所 時 年 齡	入 所 度 数					
	総数	1回	2回	3回	4~9回	10回以上
総 数	1,440 (100.0)	605 (100.0)	299 (100.0)	158 (100.0)	316 (100.0)	62 (100.0)
20 ~ 24 歳	116 (8.1)	114 (18.8)	2 (0.7)	-	-	-
25 ~ 29 歳	172 (11.9)	109 (18.0)	50 (16.7)	10 (6.3)	3 (0.9)	-
30 ~ 39 歳	386 (26.8)	166 (27.4)	106 (35.5)	62 (39.2)	52 (16.5)	-
40 ~ 49 歳	328 (22.8)	104 (17.2)	70 (23.4)	42 (26.6)	108 (34.2)	4 (6.5)
50 ~ 59 歳	255 (17.7)	73 (12.1)	43 (14.4)	30 (19.0)	89 (28.2)	20 (32.3)
60 ~ 64 歳	99 (6.9)	18 (3.0)	13 (4.3)	9 (5.7)	42 (13.3)	17 (27.4)
65 歳 以 上	84 (5.8)	21 (3.5)	15 (5.0)	5 (3.2)	22 (7.0)	21 (33.9)

注 () 内は、構成比である。

(3) 前科等

前科総数別に構成比を見たのが、**2-2-1-5図**である。

2-2-1-5図 前科総数別構成比



注 () 内は、実人員である。

本件犯行時に暴力団関係者（暴力団対策法に規定する指定暴力団等の構成員及びこれに準ずる者をいう。以下この章において同じ。）であった者の構成比を見たのが、**2-2-1-6図**である。

暴力団関係者は、15.3%（221人）であった。

2-2-1-6図 暴力団関係の有無別構成比



注 1 「あり」は、入所受刑者が本件犯行時において暴力団対策法に規定する指定暴力団等の構成員及びこれに準ずる者であったことをいう。

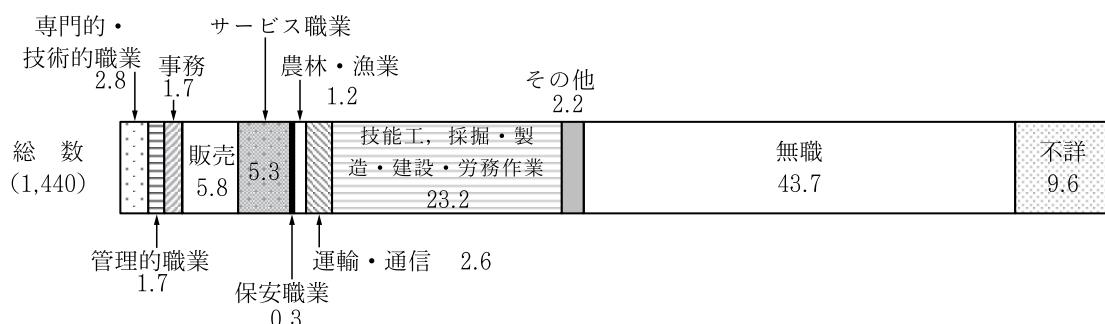
2 () 内は、実人員である。

(4) 職業

本件犯行時の職業について構成比を見たのが、**2-2-1-7図**である。

学生・生徒、家事従事者等を除いた無職者は、43.7%（629人）であった。

2-2-1-7図 本件犯行時の職業別構成比



注 1 「その他」は、学生・生徒、家事従事者等である。

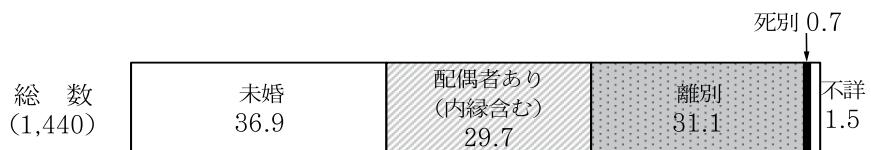
2 () 内は、実人員である。

(5) 婚姻、居住状況、同居家族

本件犯行時の婚姻状況について構成比を見たのが、**2-2-1-8図**である。

未婚の者が36.9%（532人）、配偶者を有している者（内縁関係を含む。）が29.7%（428人）、婚姻後、離別・死別した者が31.8%（458人）であった。

2-2-1-8図 婚姻状況別構成比



注 () 内は、実人員である。

本件犯行時の居住状況について構成比を見たのが、**2-2-1-9図**である。

住居不定者は、23.4%（337人）であった。

2-2-1-9図 居住状況別構成比

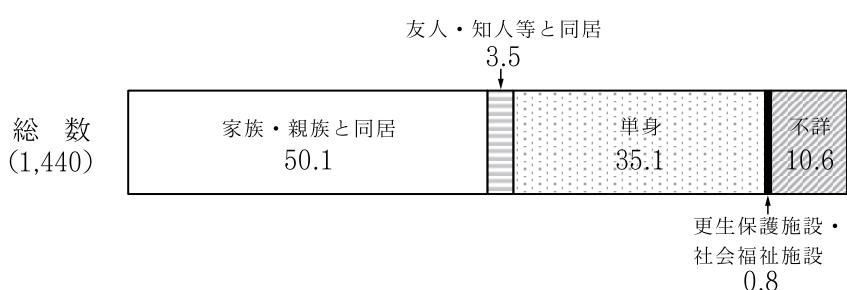


注 () 内は、実人員である。

本件犯行時の同居者について構成比を見たのが、**2-2-1-10図**である。

単身であった者は、35.1%（506人）であった。

2-2-1-10図 同居者別構成比



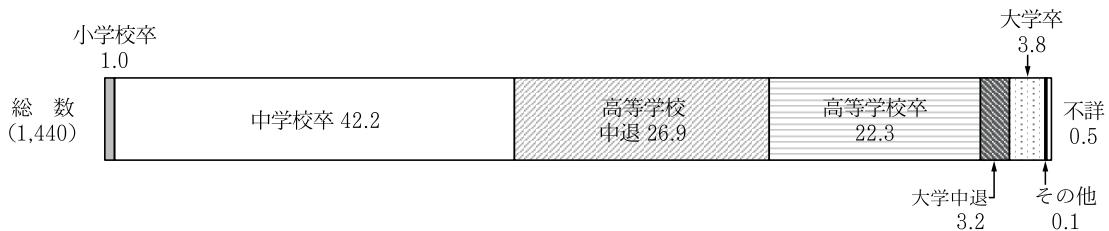
注 1 「家族・親族と同居」には、家族・親族と共に友人・知人等とも同居している者を含む。

2 () 内は、実人員である。

(6) 学歴

最終学歴別に構成比を見たのが、**2-2-1-11図**である。

2-2-1-11図 学歴別構成比



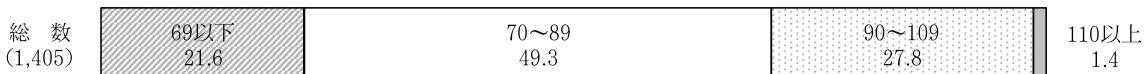
注 1 「小学校卒」には小学校中退を含み、「中学校卒」には中学校中退を含み、「大学卒」には大学院卒を含み、「その他」には不就学を含む。

2 () 内は、実人員である。

(7) 知能

知能段階別に構成比を見たのが、**2-2-1-12図**である。なお、知能段階の区分は、刑事施設で使用している心理測定検査（CAPAS能力検査）により算出したIQ相当値に基づいている。

2-2-1-12図 知能段階別構成比



注 1 知能段階は、刑事施設で使用している心理測定検査（CAPAS能力検査）により算出したIQ相当値に基づく。

2 調査不能又は不詳の者を除く。

3 () 内は、実人員である。

以上、分析対象者の罪名、年齢層、入所度数等は、入所受刑者全体（平成19年）と特段の差異は認められず、分析対象者は、特段偏りのないサンプルと考えることができる⁴⁾。

2 飲酒行動

(1) 飲酒率及び飲酒頻度 (Q 4)

2-2-2-1表は、刑事施設に収容される前に、ふだんどのくらいの頻度で飲酒していたかという問い合わせに対する回答の結果を見たものである。なお、「Q」の番号は、卷末資料2の調査票の質問項目の番号を指す（以下この章において同じ。）。

受刑者のうち「まったく飲まない」と回答した者（以下この章において「非飲酒経験受刑者」という。）は、16.4%（236人）であった。他方、「1年に1回程度」以上飲酒する者（以下この章において「飲酒経験受刑者」という。）は、1,204人であり、受刑者のうち、飲酒経験受刑者が占める比率（以下この章において「受刑者飲酒率」という。）は、83.6%である。

2-2-2-1表 ふだんの飲酒頻度別人員

飲 酒 頻 度	人 員
総 数	1,440 (100.0)
ほとんど毎日	427 (29.7)
週に3～4回	241 (16.7)
週に1～2回	239 (16.6)
1か月に1～3回	142 (9.9)
数か月に1回程度	114 (7.9)
1年に1回程度	41 (2.8)
まったく飲まない	236 (16.4)

注 () 内は、構成比である。

ここで、本調査結果と一般成人男子のデータとの比較を試みるが、参考にしたのは、①厚生省による「保健衛生基礎調査（昭和54年）」¹⁰、②総理府による「酒類に関する世論調査（昭和62年）」²、③健康・体力づくり事業財団による「平成8年度健康づくりに関する意識調査（平成9年）」¹⁶、④清水新二らによる「全国代表標本による日本人の飲酒実態とアルコール関連問題（平成13年）」³⁸、⑤樋口進らによる「成人の飲酒実態と関連問題の予防に関する研究（平成15年）」²⁴、⑥厚生労働省による「国民健康・栄養調査等の全国調査（平成17年）」¹²、⑦同「国民健康・栄養調査等の全国調査（平成18年）」¹³、⑧樋口進らによる「成人の飲酒と生活習慣に関する実態調査研究（平成20年）」²⁵である（括弧内は調査年）。

調査ごとに飲酒率の定義や質問の仕方が異なるので、厳密に言えば正確な比較はできないものの、受刑者飲酒率にはほぼ該当すると考えられる数値を引用、又は、それらを基に推定値を算出したものが、次頁の2-2-2-2表である。

2-2-2-2表 我が国の成人男子の飲酒率

番号	調査名	調査年	飲酒率	毎日飲酒する者の調査対象者に占める比率	備考
①	厚生省「保健衛生基礎調査」	昭和54年	83.2	37.2	飲酒率は、「全く飲まない」及び「不詳」を除いた者を基に算出している。
②	総理府「酒類に関する世論調査」	昭和62年	78.3	44.5	飲酒率は、酒類を飲むと回答した者を基に算出している。
③	健康・体力づくり事業財団「平成8年度健康づくりに関する意識調査」	平成9年	75.0	35.0	飲酒率は、飲酒頻度が「月1～3日」以上の者を基に算出している。
④	清水ら「全国代表標本による日本人の飲酒実態とアルコール関連問題」	平成13年	90.8	37.5	飲酒率は、調査に先立つ1年間の飲酒経験者を基に算出している。
⑤	樋口ら「成人の飲酒実態と関連問題の予防に関する研究」	平成15年	84.2	36.2	飲酒率は、調査前1年間に飲酒した者を基に算出している。
⑥	厚生労働省「国民健康・栄養調査」	平成17年	69.2	33.7	飲酒率は、飲酒頻度が「月1～3日」以上の者を基に算出している。
⑦	厚生労働省「国民健康・栄養調査」	平成18年	66.6	33.3	飲酒率は、飲酒頻度が「月1～3日」以上の者を基に算出している。
⑧	樋口ら「成人の飲酒と生活習慣に関する実態調査研究」	平成20年	83.1	—	飲酒率は、調査前1年間に飲酒した者(現在飲酒者)を基に算出している。
⑨	本調査(成人男子受刑者対象)	平成20年	83.6	29.7	刑事施設に収容される前の飲酒状況を基に算出している。

注 数値は、公表されている各調査資料を基に、法務総合研究所で再計算した推定値を含む。

①の83.2%，②の78.3%，⑤の84.2%，⑧の83.1%は、受刑者飲酒率と近似した比率であり、④の90.8%は、受刑者飲酒率を上回っている。

一方、③の75.0%，⑥の69.2%，⑦の66.6%は、受刑者飲酒率よりも下回っているが、受刑者飲酒率は、「数か月に1回程度」及び「1年に1回程度」の者を含んでいるので、③，⑥，⑦より高いのは当然であると考えられる。ちなみに、分析対象の受刑者のうち、「月1～3回以上」飲酒する者を飲酒者とみなし、受刑者飲酒率を計算すると72.8%であり、これらの数値と近似してくる。

したがって、受刑者飲酒率は、一般成人男子と大きな違いはないと考えられる。

参考までに、入所受刑者(昭和40年)(男子)の飲酒嗜好を、「大いに好む」、「好む」、「やや好む」、「好まない」、「不詳」に分けて質問した調査があるが、これによると「好まない」、「不詳」を除いた数は、74.7%であった(法務省大臣官房司法法制調査部の資料3による。)。

次に、飲酒頻度についてであるが、受刑者のうち「ほとんど毎日」飲むと回答した者は、29.7%(427人)であり、飲酒経験受刑者のうちでは、35.5%であった。

これを一般成人男子のデータと比較すると、「ほとんど毎日」飲むと回答した者の比率は、受刑者が一般成人男子を下回っている。

(2) ふだんの飲酒量 (Q 8)

2-2-2-3表は、刑事施設に収容される前に、ふだん1回にどのくらいの飲酒量であったかという問い合わせに対する回答の結果を見たものである。

飲酒経験受刑者のうち、ふだん20単位（日本酒に換算して1升）以上の飲酒をする者が15.9%（191人）、10単位以上20単位未満（5合以上1升未満）が23.9%（288人）、6単位以上10単位未満（3合以上5合未満）が21.7%（261人）を占めており、これらを合わせると、ふだん6単位（3合）以上飲酒する者が、61.5%に上っている。また、飲酒経験受刑者のうち、「ほとんど毎日」飲酒する者でふだん1回の飲酒量が10単位（5合）以上であるとした者は、19.8%（238人）を占めた。

2-2-2-3表 ふだんの飲酒頻度別・飲酒量別人員

飲 酒 頻 度	飲 酒 量					
	総 数	20単位以上	10単位以上 20単位未満	6 単位以上 10単位未満	2 単位以上 6 単位未満	0 単位を超 2 単位未満
総 数	1,204 (100.0)	191 (15.9)	288 (23.9)	261 (21.7)	0.0	158 (13.1)
ほとんど毎日	427 (100.0)	112 (26.2)	126 (29.5)	98 (23.0)	76 (17.8)	15 (3.5)
週に3～4回	241 (100.0)	38 (15.8)	70 (29.0)	59 (24.5)	49 (20.3)	25 (10.4)
週に1～2回	239 (100.0)	20 (8.4)	51 (21.3)	61 (25.5)	75 (31.4)	32 (13.4)
1か月に1～3回	142 (100.0)	9 (6.3)	27 (19.0)	22 (15.5)	50 (35.2)	34 (23.9)
数か月に1回程度	114 (100.0)	9 (7.9)	12 (10.5)	19 (16.7)	43 (37.7)	31 (27.2)
1年に1回程度	41 (100.0)	3 (7.3)	2 (4.9)	2 (4.9)	13 (31.7)	21 (51.2)

注 1 飲酒経験受刑者に限る。

2 () 内は、構成比である。

次に、一般成人男子について、本調査同様に飲酒単位を用いて調査した前記④、⑤のデータと比べてみる。

2-2-2-4表 成人男子の飲酒量 (④の調査)

区分	総 数	20単位 以 上	10～19 単 位	6～9 単 位	3～5 単 位	1～2 単 位	それ以下	無回答
構成比	100.0	0.4	1.5	9.2	23.9	51.4	13.0	0.6

注 1 「全国代表標本による日本人の飲酒実態とアルコール関連問題—健康日本21の実効性を目指して—」による。

2 調査に先立つ1年間に飲酒経験のある成人男子1,013人の回答結果である。

2-2-2-5表 成人男子の飲酒量（⑤の調査）

区分	総 数	6 単位 以上	4～6 単位 未満	2～4 単位 未満	0～2 単位 未満	無回答
人 員	997 (100.0)	150 (15.0)	192 (19.3)	336 (33.7)	312 (31.3)	7 (0.7)

注 1 「成人の飲酒実態と関連問題の予防に関する研究」による。

2 調査前1年間に、少なくとも1回以上飲酒した成人男子997人の回答結果である。

3 () 内は、構成比である。

④の調査（純アルコール12gを1単位で換算）では、一般成人男子飲酒者のうち、ふだんの飲酒量が20単位以上の者が0.4%，10～19単位の者が1.5%，合わせて10単位以上の者が1.9%（推定値）であり、6～9単位の者が9.2%であった。

⑤の調査（純アルコール10gを1単位で換算）では、ふだんの飲酒量が6単位以上の者は、一般成人男子飲酒者のうち15.0%であった。

なお、飲酒単位を用いたものではないが、前記⑦の調査は、酒を飲む日1日当たりの飲酒量について清酒（合）に換算した回答を求めて飲酒量を出しており、この数値を基に推定値を算出すると、この調査では、一般成人男子飲酒者のうち3合以上の飲酒量の者は、12.6%であった。

以上からすると、飲酒経験受刑者は、飲酒の有無や頻度については、(1)に記載のとおり、一般成人男子と大差がない（少なくとも上回ることはない。）と思われるのに、ふだん飲酒する量が多い者（6単位以上の者（61.5%）及び10単位以上の者（39.8%））の構成比が一般成人男子と比べて顕著に高い。したがって、受刑者は、飲み出したら止まらないといった飲酒行動のコントロールに問題がある者が多いのではないかと考えられる。

飲酒経験受刑者が、飲酒量を誇張して回答した可能性も検討しなければならないが、飲酒頻度については、一般成人男子よりもむしろ低い数値であり、自らの飲酒行動を誇張する様子はうかがわれない上、刑事施設内の調査では、職員の評価を意識し、実際よりも控えめに回答した可能性が大きいと思われ、受刑者の飲酒量が多い傾向については、実態を反映していると考えられる。

なお、飲酒経験受刑者が飲酒する酒の種類としては、ビールが81.4%で最も多く、次いで、焼酎59.2%，日本酒24.3%の順であった（複数回答）。

(3) 収容される前の1年間の最大飲酒量及び頻度 (Q9, Q10)

2-2-2-6表は、刑事施設に収容される前の1年間における1回の最大飲酒量と最大飲酒量を飲む頻度について聞いた問い合わせに対する回答の結果を見たものである。

最大飲酒量として、20単位（1升）以上飲酒したことがある者は、受刑者1,440人のうち544人と、37.8%を占めた。飲酒経験受刑者に限れば、そのうち5割近く（45.2%）が、1升以上の大量飲酒をしたことがあることとなる。また、「1か月に1回」以上1升以上飲酒していた者は、341人と、飲酒経験受刑者の3割近く（28.3%）に上った。

前記④の調査と対比すると、一般成人男子の飲酒者のうち最近1年間の最大飲酒量が20単位（1升）以上の者は6.0%であるから、これと比べ、飲酒経験受刑者の同構成比は顕著に高い。

ここからも、飲酒経験受刑者は、飲酒量のコントロールについて問題を抱えている場合が少なくないと考えられる。

2-2-2-6表 最大飲酒量別・過去1年間の頻度別人員

最大飲酒量の飲酒頻度	最大飲酒量					
	総数	20単位以上	10単位以上 20単位未満	6単位以上 10単位未満	2単位以上 6単位未満	0単位を超える 2単位未満
総 数	1,204 (100.0)	544 (45.2)	306 (25.4)	167 (13.9)	145 (12.0)	42 (3.5)
ほとんどの毎日	126 (100.0)	67 (53.2)	36 (28.6)	17 (13.5)	6 (4.8)	-
週に3～4回	151 (100.0)	76 (50.3)	41 (27.2)	22 (14.6)	8 (5.3)	4 (2.6)
週に1～2回	203 (100.0)	91 (44.8)	51 (25.1)	31 (15.3)	27 (13.3)	3 (1.5)
1か月に1～3回	228 (100.0)	107 (46.9)	60 (26.3)	30 (13.2)	26 (11.4)	5 (2.2)
数か月に1回程度	321 (100.0)	135 (42.1)	81 (25.2)	41 (12.8)	47 (14.6)	17 (5.3)
1年に1回程度	156 (100.0)	60 (38.5)	34 (21.8)	22 (14.1)	27 (17.3)	13 (8.3)
無回答	19 (100.0)	8 (42.1)	3 (15.8)	4 (21.1)	4 (21.1)	-

注 1 飲酒経験受刑者に限る。

2 () 内は、構成比である。

2-2-2-7表は、最大飲酒量と年齢の関係を見たものである。

20単位以上の大量飲酒をしたことがある者の構成比は、25~39歳において高く、50歳以上は低く、ピークは20歳代後半に見受けられる。

2-2-2-7表 入所時年齢層別・最大飲酒量別人員

入所時年齢	最大飲酒量					
	総数	20単位以上	10単位以上 20単位未満	6単位以上 10単位未満	2単位以上 6単位未満	0単位を超える 2単位未満
総 数	1,204 (100.0)	544 (45.2)	306 (25.4)	167 (13.9)	145 (12.0)	42 (3.5)
20 ~ 24 歳	104 (100.0)	48 (46.2)	28 (26.9)	12 (11.5)	12 (11.5)	4 (3.8)
25 ~ 29 歳	158 (100.0)	88 (55.7)	22 (13.9)	18 (11.4)	23 (14.6)	7 (4.4)
30 ~ 39 歳	328 (100.0)	170 (51.8)	73 (22.3)	40 (12.2)	31 (9.5)	14 (4.3)
40 ~ 49 歳	265 (100.0)	121 (45.7)	74 (27.9)	42 (15.8)	22 (8.3)	6 (2.3)
50 ~ 59 歳	213 (100.0)	77 (36.2)	69 (32.4)	30 (14.1)	30 (14.1)	7 (3.3)
60 ~ 64 歳	75 (100.0)	23 (30.7)	18 (24.0)	16 (21.3)	17 (22.7)	1 (1.3)
65 歳以上	61 (100.0)	17 (27.9)	22 (36.1)	9 (14.8)	10 (16.4)	3 (4.9)

【(m) p<.01】

注 1 飲酒経験受刑者に限る。

2 検定結果の(m)は、モンテカルロ法による算出であることを示す。

3 ()内は、構成比である。

(4) 問題飲酒者とQ F法 (quantity and frequency method) (Q 4, Q 8)

④の調査においては、飲酒頻度と飲酒量の組合せによるQ F法によって、飲酒パターンが分類されている（1-1-3-1図参照）。

このQ F法に基づいて受刑者の飲酒パターンを分類したのが**2-2-2-8表**であり、これと対比するために、④の調査結果を**2-2-2-9表**に示す。

2-2-2-8表 入所時年齢層別・Q F分類別人員

入所時年齢	Q F 分 類					
	総 数	多量飲酒者	常習飲酒者	社会的飲酒者	機会飲酒者	非飲酒者
総 数	1,440 (100.0)	336 (23.3)	499 (34.7)	214 (14.9)	155 (10.8)	236 (16.4)
20 ~ 24 歳	116 (100.0)	17 (14.7)	36 (31.0)	25 (21.6)	26 (22.4)	12 (10.3)
25 ~ 29 歳	172 (100.0)	40 (23.3)	64 (37.2)	28 (16.3)	26 (15.1)	14 (8.1)
30 ~ 39 歳	386 (100.0)	94 (24.4)	128 (33.2)	64 (16.6)	42 (10.9)	58 (15.0)
40 ~ 49 歳	328 (100.0)	82 (25.0)	116 (35.4)	39 (11.9)	28 (8.5)	63 (19.2)
50 ~ 59 歳	255 (100.0)	72 (28.2)	88 (34.5)	33 (12.9)	20 (7.8)	42 (16.5)
60 ~ 64 歳	99 (100.0)	15 (15.2)	37 (37.4)	18 (18.2)	5 (5.1)	24 (24.2)
65 歳 以 上	84 (100.0)	16 (19.0)	30 (35.7)	7 (8.3)	8 (9.5)	23 (27.4)
平均年齢	42.3	42.5	42.5	40.3	38.2	46.3

【 $\chi^2(24)=67.94$, p<.01】

注 () 内は、構成比である。

2-2-2-9表 Q F分類別構成比 (④の調査)

年齢	Q F 分 類					
	総 数	多量飲酒者	常習飲酒者	社会的飲酒者	機会飲酒者	非飲酒者
総 数 (1,106)	100.0	5.8	21.0	46.8	21.5	4.9
20 歳 代 (184)	100.0	1.1	12.5	51.6	31.5	3.3
30 歳 代 (207)	100.0	6.3	23.7	44.4	22.2	3.4
40 歳 代 (236)	100.0	7.6	21.2	52.1	16.6	2.5
50 歳 代 (267)	100.0	6.0	25.5	46.4	18.7	3.4
60 歳 代 (212)	100.0	7.1	19.8	39.6	21.2	12.3

注 1 「全国代表標本による日本人の飲酒実態とアルコール関連問題—健康日本21の実効性を目指して—」による。

2 成人男子の調査結果である。

3 () 内は、実人員である。

受刑者では、多量飲酒者は23.3% (336人), 常習飲酒者は34.7% (499人) であり、多量飲酒者と常習飲酒者を合わせると、全体の58.0%を占めている。

一方、一般成人男子のうち多量飲酒者の構成比は5.8%, 常習飲酒者は21.0%であり、多量飲酒者と常習飲酒者を合わせた飲酒者は、全体の26.8%を占めている。両者を比較すると、受刑者では、一般成人男子と比べ、多量飲酒者の構成比が顕著に高く、多量飲酒者と常習飲酒者を合わせた比率も高い。

年齢層別に見ても、どの年齢層でも同様の傾向が見られる。なお、受刑者では、多量飲酒者の構成比は、50歳代が高く、20歳代と60歳代が低い傾向、すなわち、中年層が高い傾

向がある。

他方、若年層で受刑者と一般成人男子を比べると、一般成人男子のうち20歳代の多量飲酒者は1.1%であるところ、受刑者では、20歳代後半の多量飲酒者の構成比が23.3%と顕著に高くなっている。また、一般成人男子では、20歳代の常習飲酒者の構成比は12.5%であるのと比べ、受刑者では、20歳代前半・後半ともに、常習飲酒者の構成比が3割を超えて顕著に高くなっている。これら常習飲酒者については、飲酒行動が拡大して、多量飲酒者へと移行していく可能性があり、この点でも、若年層の受刑者の飲酒の問題は軽視できないと思われる。

(5) 朝・昼からの飲酒頻度 (Q11)

2-2-2-10表は、朝・昼から飲酒する頻度について聞いた問い合わせに対する回答の結果を見たものである。

飲酒経験受刑者のうち、朝・昼から酒を飲むことが「ほとんど毎日」であったのは、5.4%（65人）であったところ、多量飲酒者では、16.1%が「ほとんど毎日」朝・昼から酒を飲むと回答しており、他の飲酒パターンの者と比べて顕著に多かった。

2-2-2-10表 Q F 分類別・朝・昼からの飲酒頻度別人員

Q F 分 類	朝・昼から の 飲 酒 頻 度								無 回 答
	総 数	ほとんど 毎 日	週 に 3 ~ 4 回	週 に 1 ~ 2 回	1か月に 1 ~ 3 回	数か月に 1 回程度	ほとんど な い		
総 数	1,204 (100.0)	65 (5.4)	75 (6.2)	166 (13.8)	116 (9.6)	101 (8.4)	667 (55.4)	14 (1.2)	
多 量 飲 酒 者	336 (100.0)	54 (16.1)	38 (11.3)	87 (25.9)	45 (13.4)	26 (7.7)	83 (24.7)	3 (0.9)	
常 習 飲 酒 者	499 (100.0)	9 (1.8)	34 (6.8)	66 (13.2)	59 (11.8)	50 (10.0)	275 (55.1)	6 (1.2)	
社会的飲酒者	214 (100.0)	2 (0.9)	3 (1.4)	11 (5.1)	10 (4.7)	16 (7.5)	170 (79.4)	2 (0.9)	
機 会 飲 酒 者	155 (100.0)	-	-	2 (1.3)	2 (1.3)	9 (5.8)	139 (89.7)	3 (1.9)	

【(m) p<.01】

注 1 飲酒経験受刑者に限る。

2 検定結果の(m)は、モンテカルロ法による算出であることを示す。

3 () 内は、構成比である。

2-2-2-11図は、職業の有無別に、朝・昼からの飲酒頻度を見たものである。

無職者のうち、「ほとんど毎日」朝・昼から飲んでいる者は、有職者の2.1%と比べて8.3%と高く、これらの者については、仕事をせずに朝・昼から飲酒していることが常態化している様子がうかがえる。

2-2-2-11図 職業の有無別・朝・昼からの飲酒頻度別構成比



$$[\chi^2(6)=29.14, p<.01]$$

- 注 1 飲酒経験受刑者に限る。
 2 職業不詳の者を除く。
 3 「有職」には、学生・生徒、家事従事者等を含む。
 4 () 内は、実人員である。

(6) 飲酒開始年齢 (Q 5)

飲酒（試し飲みは含まない。）の開始年齢について聞いた問い合わせに関する回答の結果は、
2-2-2-12表及び2-2-2-13表のとおりである。

2-2-2-12表 入所時年齢層別・飲酒開始年齢別人員

入所時年齢	飲酒開始年齢							
	総数	15歳以下	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳以上	無回答
総 数	1,204 (100.0)	212 (17.6)	150 (12.5)	84 (7.0)	247 (20.5)	68 (5.6)	393 (32.6)	50 (4.2)
20 ~ 24 歳	104 (100.0)	41 (39.4)	18 (17.3)	5 (4.8)	22 (21.2)	2 (1.9)	13 (12.5)	3 (2.9)
25 ~ 29 歳	158 (100.0)	39 (24.7)	19 (12.0)	11 (7.0)	40 (25.3)	11 (7.0)	34 (21.5)	4 (2.5)
30 ~ 39 歳	328 (100.0)	63 (19.2)	56 (17.1)	34 (10.4)	59 (18.0)	8 (2.4)	97 (29.6)	11 (3.4)
40 ~ 49 歳	265 (100.0)	39 (14.7)	37 (14.0)	15 (5.7)	62 (23.4)	17 (6.4)	84 (31.7)	11 (4.2)
50 ~ 59 歳	213 (100.0)	20 (9.4)	10 (4.7)	11 (5.2)	42 (19.7)	19 (8.9)	100 (46.9)	11 (5.2)
60 ~ 64 歳	75 (100.0)	3 (4.0)	7 (9.3)	3 (4.0)	13 (17.3)	7 (9.3)	37 (49.3)	5 (6.7)
65 歳以上	61 (100.0)	7 (11.5)	3 (4.9)	5 (8.2)	9 (14.8)	4 (6.6)	28 (45.9)	5 (8.2)

【(m) p<.01】

注 1 飲酒経験受刑者に限る。

2 検定結果の(m)は、モンテカルロ法による算出であることを示す。

3 () 内は、構成比である。

2-2-2-13表 Q F 分類別・飲酒開始年齢別人員

Q F 分類	飲酒開始年齢							
	総数	15歳以下	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳以上	無回答
総 数	1,204 (100.0)	212 (17.6)	150 (12.5)	84 (7.0)	247 (20.5)	68 (5.6)	393 (32.6)	50 (4.2)
多量飲酒者	336 (100.0)	85 (25.3)	55 (16.4)	29 (8.6)	71 (21.1)	12 (3.6)	75 (22.3)	9 (2.7)
常習飲酒者	499 (100.0)	83 (16.6)	56 (11.2)	34 (6.8)	100 (20.0)	33 (6.6)	174 (34.9)	19 (3.8)
社会的飲酒者	214 (100.0)	19 (8.9)	16 (7.5)	12 (5.6)	46 (21.5)	10 (4.7)	100 (46.7)	11 (5.1)
機会飲酒者	155 (100.0)	25 (16.1)	23 (14.8)	9 (5.8)	30 (19.4)	13 (8.4)	44 (28.4)	11 (7.1)

【 $\chi^2(18)=70.29$, p<.01】

注 1 飲酒経験受刑者に限る。

2 () 内は、構成比である。

飲酒経験受刑者のうち、飲酒開始年齢が15歳以下の者は17.6%（212人）、17歳以下の者は37.0%（446人）である。

これと対比し得る数値としては、前記⑥の調査による一般成人男子の初めて飲酒した年齢（少量の試し飲みは除く。）についてのデータがある（**1-2-3図**参照）が、飲酒経験者中、14歳以下が1.6%，15～17歳が11.0%で、合わせると17歳以下が12.6%（再計算値）となる。また、前記⑤の調査に一般成人男子の「定期的に飲み始めた年齢」のデータがあるが、飲酒経験者中、15歳以下は0.3%，16～18歳が8.4%である。

これらと比較すると、飲酒経験受刑者は、低年齢で飲酒を開始している者の比率が顕著に高い。

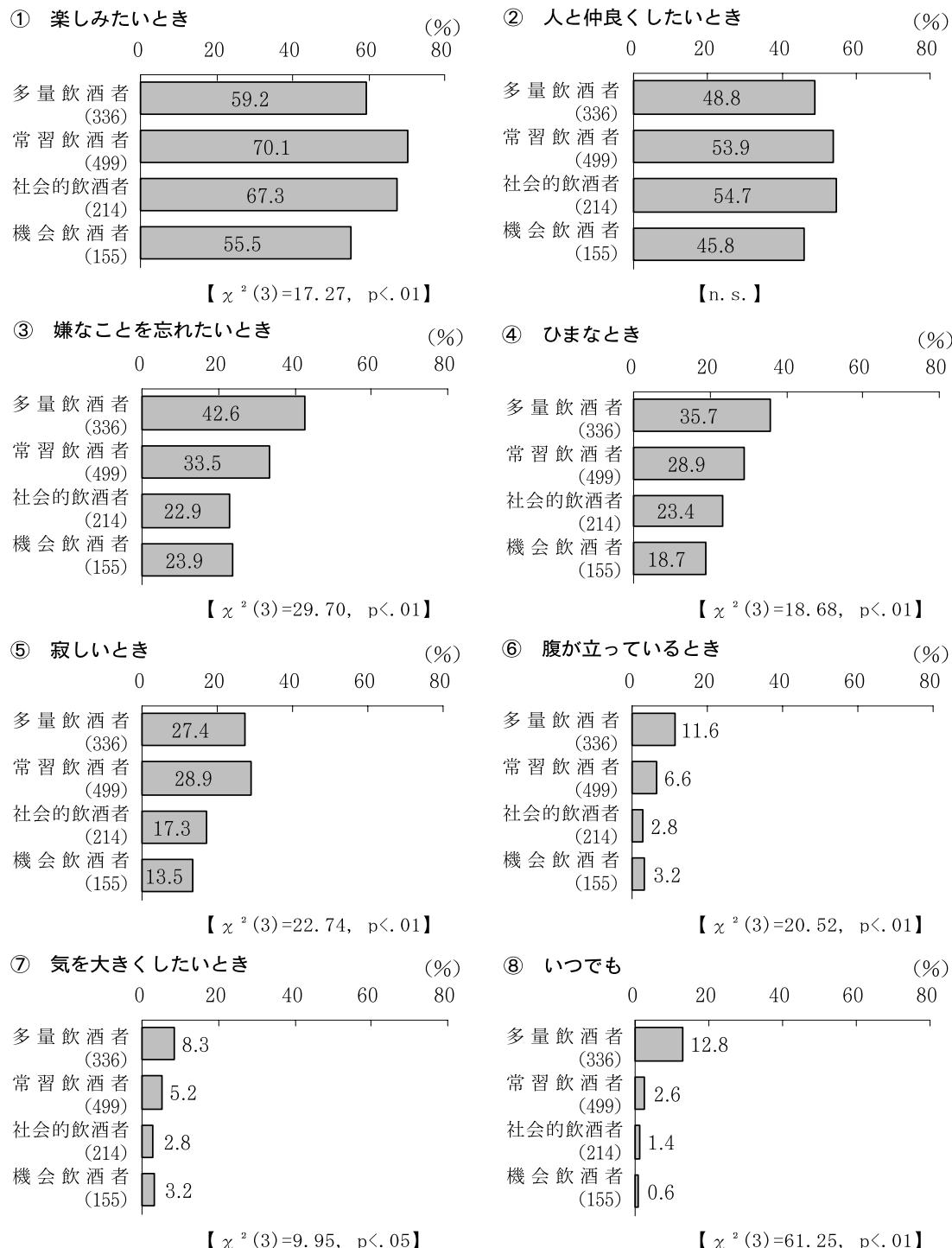
次に、入所時年齢層別に飲酒経験受刑者の飲酒開始年齢を見ると、若年層ほど、飲酒開始年齢が15歳以下の者の構成比が高くなっている。⑥の調査においても、一般成人男子に同様の傾向があり、近年、飲酒開始年齢が下がっている傾向が読み取れる（**1-2-3図**参照）。こうした世代的な影響に加え、20歳代前半に刑事施設に入所した受刑者は、既に少年時から非行を行っていた者の構成比が高く⁶、非行行動の一環として早期の飲酒があったため、若年層に飲酒開始年齢が低い者が多い可能性がある。

飲酒パターン別に見ると、多量飲酒者については、15歳以前の飲酒開始者の構成比が高く、社会的飲酒者については、成人して以降に飲酒を開始した者の構成比が高い。また、多量飲酒者の飲酒開始年齢（mean=17.9, SD=4.8）は、そうでない者（mean=19.0, SD=4.4）と比べて低かった（ $t = -3.7$, $p < 0.01$ ）。これは、早期の飲酒開始がその後の問題のある飲酒行動に結び付く傾向を反映しているのではないかと考えられる³⁹。

(7) 酒を飲みたいとき (Q13)

2-2-2-14図は、どんなときに酒を飲みたいと思うかについて聞いた問い合わせに対する回答の結果を見たものである（選択した人員が多い順に掲載）。

2-2-2-14図 Q F分類別・飲酒動機の選択率



注 1 飲酒経験受刑者に限る。

2 Q F分類の各区分の総数に対する、各項目を選択回答した者の比率である。

3 主なもの3つまでの複数回答である。

4 ()内は、実人員である。

どの飲酒パターンの者でも、「楽しみたいとき」、「人と仲良くしたいとき」の順でその比率が高いが、多量飲酒者については、「嫌なことを忘れないとき」、「腹が立っているとき」、「ひまなとき」、「いつでも」が、他の飲酒パターンの者と比べ、その比率が顕著に高かった。多量飲酒者は、否定的気分の解消に飲酒したり、習慣として飲酒したりしている様子がうかがわれ、飲酒への依存傾向が進んでいる指標とも見られる²⁸。

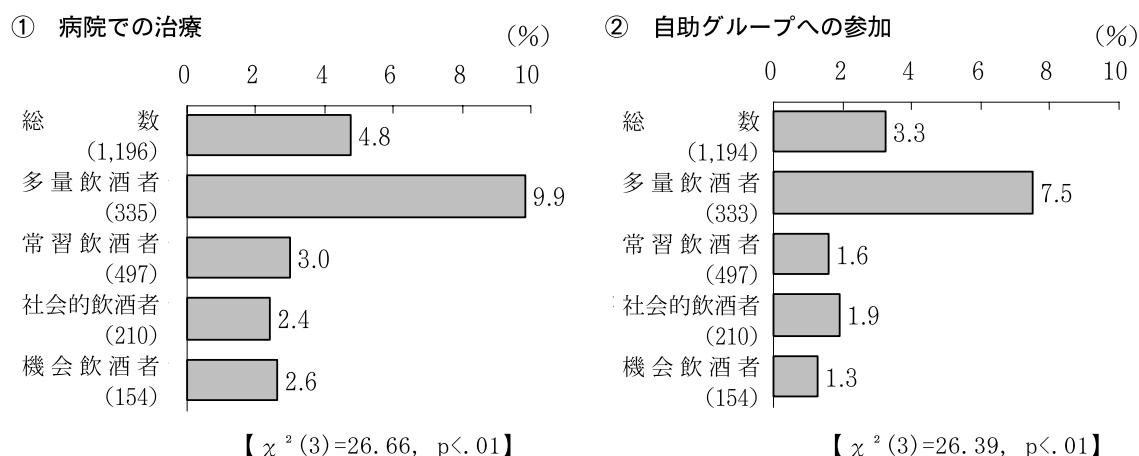
なお、「覚せい剤などの薬物を我慢するため」と答えた者は3.8%（46人）（そのうち71.7%（33人）は、本件犯行が覚せい剤取締法違反である者である。）であったが、そのうちの9割以上の者は、B（犯罪傾向が進んでいる者）の処遇指標を指定されていた。薬物依存が進んだ者の中には、薬物を我慢するという動機で飲酒する者も少なからずいることが分かる。

（8）断酒の取組（Q17, Q18）と問題意識等（Q19）

2-2-2-15図は、病院での治療経験や自助グループ（断酒会・AA（6章参照）・ダルク）への参加経験など、断酒への取組について聞いた問い合わせに対する回答の結果を見たものである。

多量飲酒者には、それぞれ、1割未満とわずかではあるが、断酒の努力をしたことがある者がいる。

2-2-2-15図 Q F分類別・断酒の取組の経験率



注 1 飲酒経験受刑者に限る。

2 「自助グループ」は、断酒会・AA・ダルク等である。

3 各区分の総数に対する、「経験あり」と回答した者の比率である。

4 無回答の者を除く。

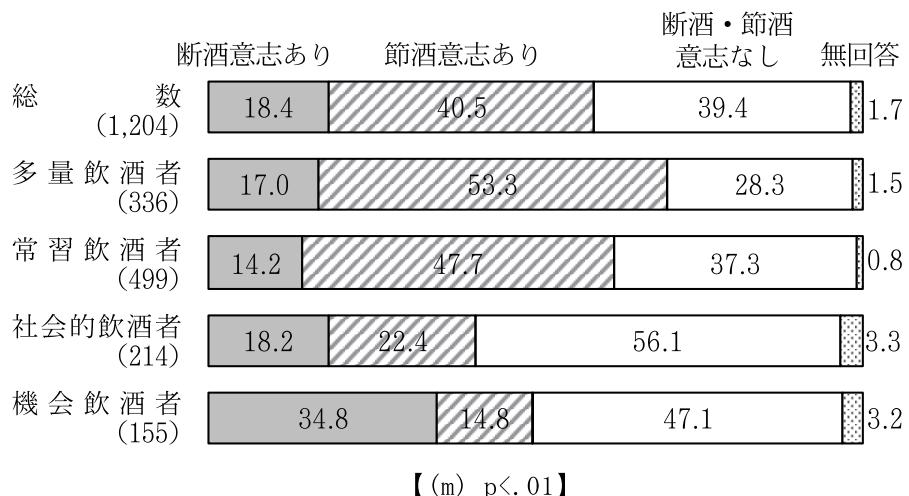
5 () 内は、実人員である。

2-2-2-16図は、今後の断酒・節酒意志について聞いた問い合わせに対する回答の結果を見たものである。

飲酒経験受刑者のうち、断酒意志がある者が18.4%（221人）、節酒意志がある者が40.5%（488人）であり、合わせて半数以上に上る。

多量飲酒者の中では、約7割の者が断酒・節酒意志を持っており、自らの飲酒の状況に問題意識を持っていることがうかがわれる。

2-2-2-16図 Q F分類別・断酒・節酒意志の有無



注 1 飲酒経験受刑者に限る。

2 検定結果の(m)は、モンテカルロ法による算出であることを示す。

3 ()内は、実人員である。

2-2-2-17図は、飲酒経験受刑者の本件犯行と飲酒との関連に対する認識（Q20）と断酒・節酒意志の有無について関係を見たものである。

本件犯行と飲酒に「関連あり」と回答した者の中、約9割が、断酒・節酒意志を示し、断酒意志がある者も約3割に上る。本件犯行の要因に飲酒があることを自覚している者は、飲酒に対する問題意識が高まっている可能性があることが指摘できる。

2-2-2-17図 本件犯行と飲酒との関連に対する認識別・断酒・節酒意志の有無



【(m) p<.01】

- 注 1 飲酒経験受刑者に限る。
- 2 本件犯行と飲酒との関連に対する認識を問うた設問についての回答結果であり、
本件犯行と飲酒との関連に対する認識が不詳の者及び無回答の者49人を除く。
- 3 「本件犯行と飲酒に関連あり」は、「酒を飲んで、車やバイクを運転した。」
「酒が飲みたかったため、事件を起こした。」、「酒で気が大きくなっていた。」、「酒
で勢いをつけた。」、「酒を飲んで、よいことと悪いことの区別ができなくなっていた。」等を選択回答した者、「本件犯行時飲酒あり・関連なし」は、「事件のとき、
酒を飲んでいたが、事件とは関係ない。」を選択回答した者、「本件犯行時飲酒なし」
は、「事件のとき、酒を飲んでいなかった。」を選択回答した者である。
- 4 検定結果の(m)は、モンテカルロ法による算出であることを示す。
- 5 () 内は、実人員である。

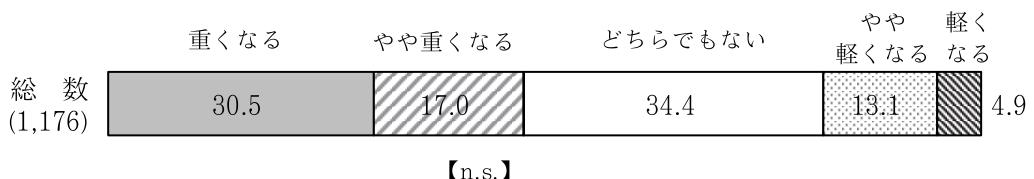
(9) 飲酒が量刑に及ぼす影響についての認識（Q21）

2－2－2－18図は、飲酒して判断力が低下し、殺人を犯した場合、飲酒が量刑にどのような影響を及ぼすと思うかを聞いた問い合わせに対する回答の結果を見たものである。

量刑が「重くなる」と認識している者が30.5%（359人）であり、「やや重くなる」と合わせると、47.5%（559人）で約5割を占めた。他方、「軽くなる」と「やや軽くなる」は、合わせて、18.0%（212人）であり、飲酒が量刑に及ぼす影響については、量刑が重くなると認識している者の構成比がかなり高い。

参考までに、一般国民に対する調査結果³³に同様の問い合わせがあるので見てみると、「どちらでもない」が約6割と多数を占めているが、「軽くなる」と「やや軽くなる」は合わせて1割に満たないのに対し、「重くなる」と「やや重くなる」は、合わせて3割を上回り、量刑が重くなると認識している者の構成比が高い。

2－2－2－18図 飲酒が量刑に及ぼす影響についての認識



注 1 飲酒経験受刑者に限る。

2 無回答の者を除く。

3 () 内は、実人員である。

3 飲酒関連の否定的経験等

飲酒関連の否定的経験等（飲酒運転等の犯罪行為、飲酒時の暴力等の問題行動、飲酒問題がもとで家族と別れた経験など）を、Q F分類を用いて分析する。

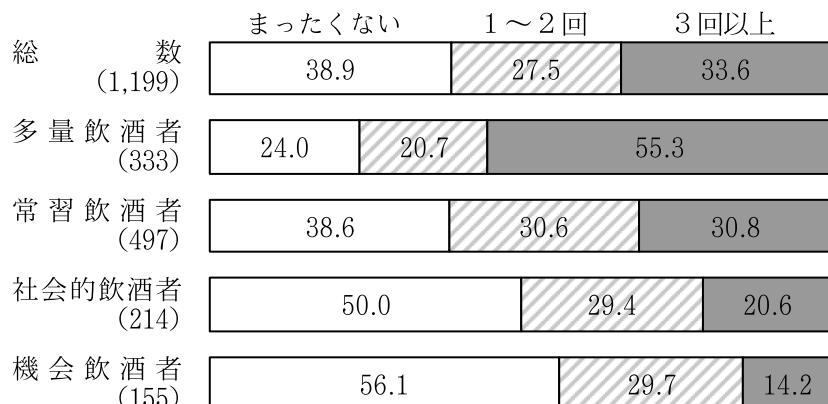
(1) 飲酒運転（Q12(ア)）

2-2-3-1図は、飲酒して、車やバイクを運転した経験について聞いた問い合わせに対する回答の結果を見たものである。

飲酒経験受刑者のうち、飲酒運転経験者は、6割を超えており、3回以上飲酒運転を繰り返している者も3割を超えている。前記⑧の調査では、飲酒運転の生涯経験率は、一般成人男子で30.1%とされており、それと比べて顕著に高い。

また、多量飲酒者については、飲酒運転の経験のない者は24.0%（80人）にすぎず、3回以上飲酒運転を繰り返している者が5割を超え、他の飲酒パターンの者と比べて飲酒運転経験率が顕著に高かった。

2-2-3-1図 Q F分類別・飲酒運転の経験率



【 $\chi^2(6)=121.25$, p<.01】

注 1 飲酒経験受刑者に限る。

2 無回答の者を除く。

3 ()内は、実人員である。

(2) 飲酒事故 (Q12(イ))

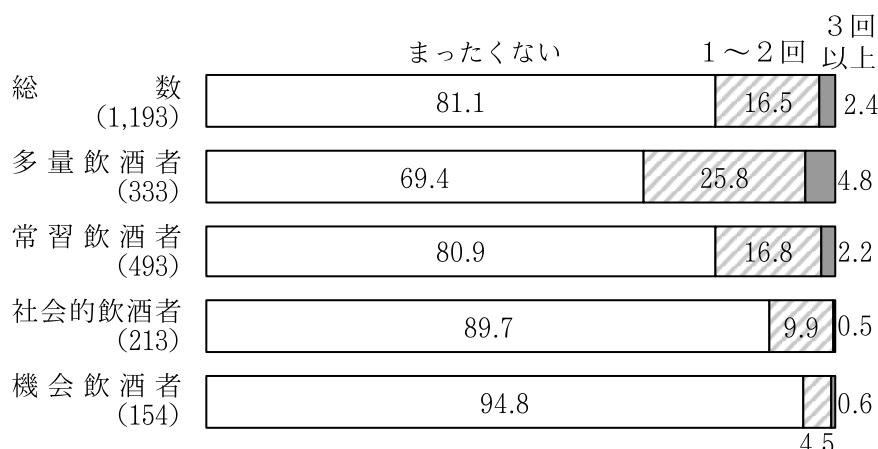
2-2-3-2図は、飲酒して、車やバイクを運転し、事故を起こした経験について聞いた問い合わせに対する回答の結果を見たものである。

飲酒経験受刑者のうち、飲酒事故経験者は18.9%（226人）、3回以上経験した者は2.4%（29人）であった。

前記④の調査によると、一般成人男子では、飲酒者の中、「飲酒運転で取り締まれた、または、事故を起こした」生涯経験率は10.6%である。飲酒経験受刑者は、取締りは含めず事故経験のみでも、それを約2倍近く上回る比率である。

また、多量飲酒者については、飲酒事故を経験した者は30.6%（102人）、3回以上経験した者が4.8%（16人）であり、他の飲酒パターンの者と比べて経験率が顕著に高かった。

2-2-3-2図 Q F分類別・飲酒事故の経験率



【(m) p<.01】

- 注 1 飲酒経験受刑者に限る。
- 2 無回答の者を除く。
- 3 検定結果の(m)は、モンテカルロ法による算出であることを示す。
- 4 ()内は、実人員である。

(3) 飲酒による失職（そのおそれも含む。以下同じ。）(Q12(ウ))

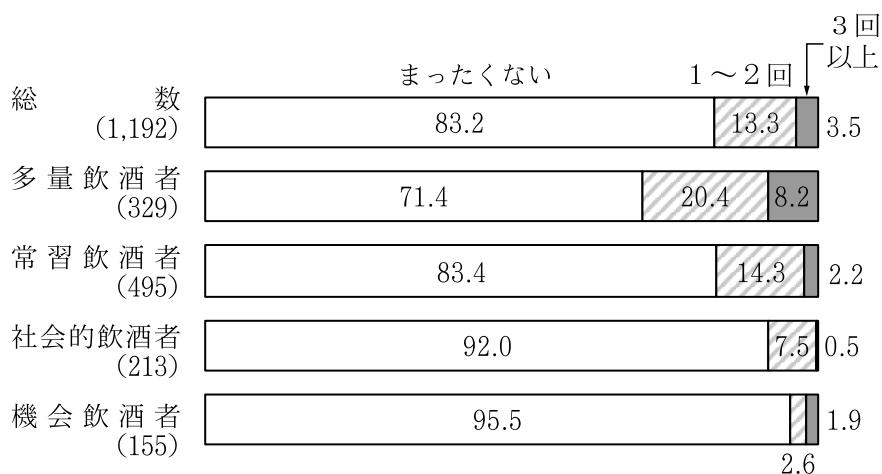
2-2-3-3図は、酒が原因で、仕事を失ったり、もう少しで仕事を失いそうになつたりした経験について聞いた問い合わせに対する回答の結果を見たものである。

飲酒経験受刑者のうち、飲酒による失職を経験した者は16.8%（200人）、3回以上経験した者は3.5%（42人）であった。

前記④の調査によると、一般成人男子では、飲酒者の中「自分の飲酒が原因で、仕事を失ったり、もう少しで仕事を失いそうになつたりした」生涯経験率は1.6%であり、これと比較すると、飲酒経験受刑者は極めて高い。

また、多量飲酒者については、飲酒による失職経験を有する者は28.6%（94人）、3回以上経験した者は8.2%（27人）であり、他の飲酒パターンの者と比べて顕著に高かった。

2-2-3-3図 Q F分類別・飲酒による失職の経験率



- 注 1 飲酒経験受刑者に限る。
 2 無回答の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

(4) 飲酒非難に対する怒り (Q12 (エ))

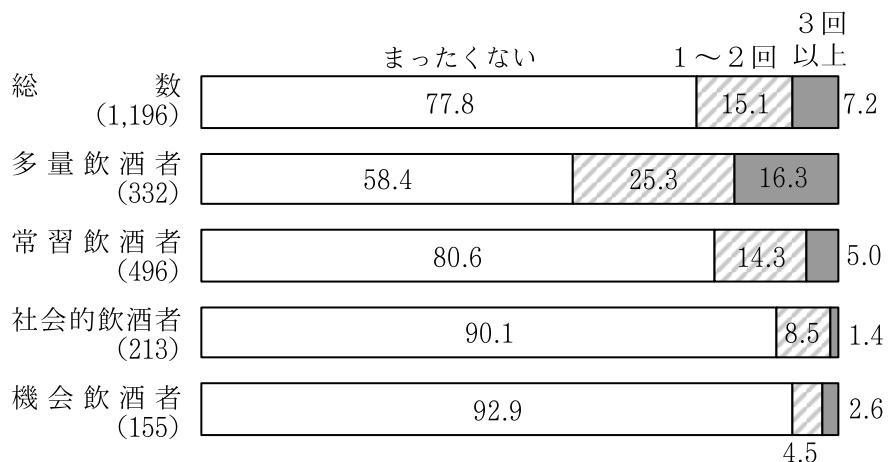
2－2－3－4図は、酒の飲み方について、周りの人から非難・注意され、腹が立った経験を聞いた問い合わせに対する回答の結果を見たものである。

飲酒経験受刑者のうち、飲酒を非難されて腹を立てた経験がある者は22.2% (266人)、3回以上経験した者は7.2% (86人) であった。

前記④の調査によれば、一般成人男子では、飲酒者の中「周りの人があなたの飲酒を非難し、あなたをいらだたせた」生涯経験率は11.1%であり、これと比較すると、飲酒経験受刑者は、顕著に高い。

また、多量飲酒者については、経験者は41.6% (138人)、3回以上経験した者は16.3% (54人) であり、他の飲酒パターンの者と比べて経験率が顕著に高かった。

2－2－3－4図 Q F分類別・飲酒非難に対する怒りの経験率



【 $\chi^2(6)=121.89$, p<.01】

- 注 1 飲酒経験受刑者に限る。
- 2 無回答の者を除く。
- 3 () 内は、実人員である。

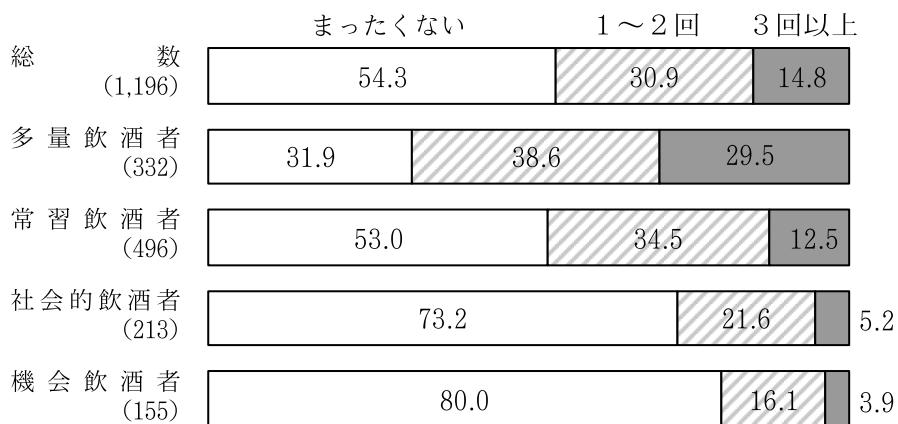
(5) 飲酒時の口げんか (Q12 (オ))

2－2－3－5図は、飲酒時に口げんかになった経験について聞いた問い合わせに対する回答の結果を見たものである。

飲酒経験受刑者のうち、飲酒時の口げんか経験があった者は45.7% (547人)、3回以上経験がある者は14.8% (177人) であった。

また、多量飲酒者については、飲酒時の口げんか経験があった者は68.1% (226人) と7割近くであり、3回以上経験した者も29.5% (98人) と、他の飲酒パターンの者と比べて経験率が顕著に高かった。

2-2-3-5図 Q F分類別・飲酒時の口げんかの経験率

【 $\chi^2(6)=165.19, p<.01$ 】

- 注 1 飲酒経験受刑者に限る。
 2 無回答の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

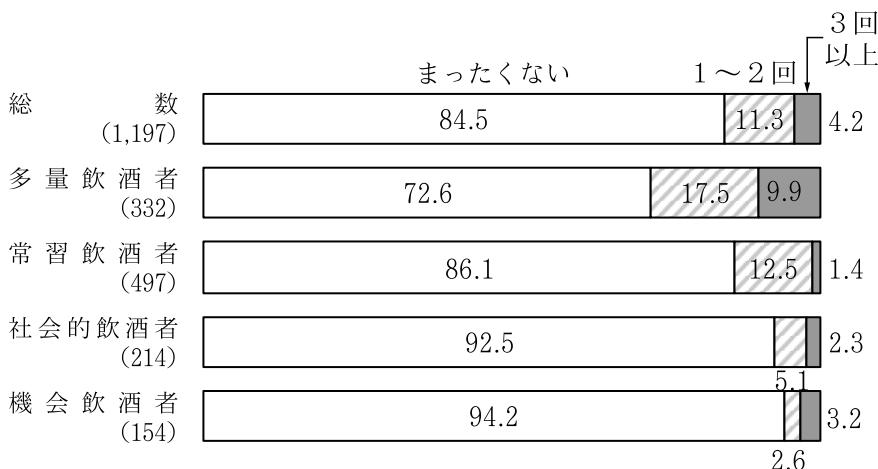
(6) 飲酒時の対家族暴力 (Q12(力))

2-2-3-6図は、飲酒時に家族（内妻を含む。）に暴力を振った経験を聞いた問い合わせに対する回答の結果を見たものである。

飲酒経験受刑者のうち、飲酒時に家族に暴力を振った経験がある者は15.5% (185人) であり、3回以上経験した者は4.2% (50人) であった。

多量飲酒者については、家族に暴力を振った経験があった者は27.4% (91人) で、3回以上経験した者も9.9% (33人) と顕著に高かった。

2-2-3-6図 Q F分類別・飲酒時の対家族暴力の経験率

【 $\chi^2(6)=75.98, p<.01$ 】

- 注 1 飲酒経験受刑者に限る。
 2 無回答の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

(7) 飲酒時の対家族以外暴力 (Q12 (キ))

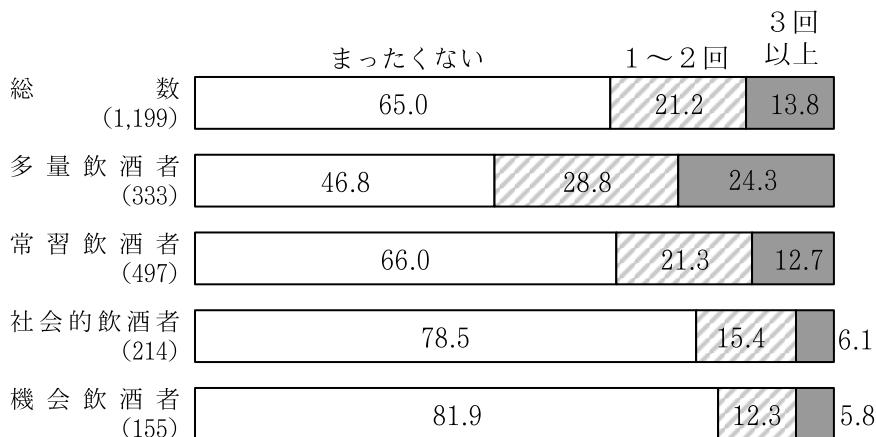
2－2－3－7図は、飲酒時に家族以外の者に暴力を振るった経験を聞いた問い合わせに対する回答の結果を見たものである。

飲酒経験受刑者のうち、飲酒時に家族以外に暴力を振るった経験があった者は35.0% (420人)、3回以上経験した者は13.8% (166人) であった。

ところで、前記④の調査によると、一般成人男子では、飲酒者のうち「飲酒中に、けんかになった（口げんかを除く）」生涯経験率は11.7%である。飲酒経験受刑者のうち、飲酒時に家族又は家族以外の者に暴力を振るった経験を有する者は38.8% (467人) であり、単純に比較はできないものの、一般成人男子と比べて約3倍の比率で暴力を振るった経験を有していると考えられる。

また、多量飲酒者については、飲酒時に家族以外の者に暴力を振るった経験を有する者は53.2% (177人) と5割以上を占め、3回以上経験した者も24.3% (81人) であり、他の飲酒パターンの者と比べて経験率が顕著に高かった。

2－2－3－7図 Q F分類別・飲酒時の対家族以外暴力の経験率



【 $\chi^2(6)=91.66$, p<.01】

注 1 飲酒経験受刑者に限る。

2 無回答の者を除く。

3 () 内は、実人員である。

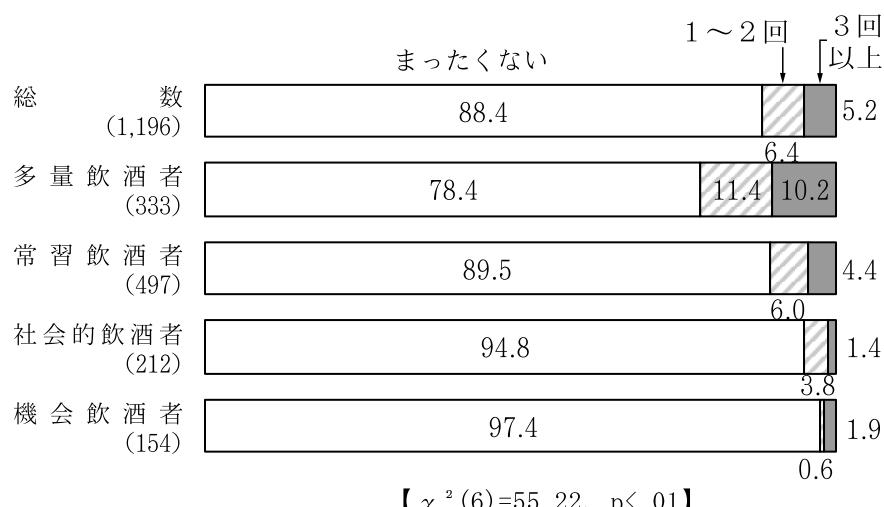
(8) 飲酒目的の窃盗・無錢飲食 (Q12 (ク))

2－2－3－8図は、飲酒したいがために窃盗や無錢飲食をした経験を聞いた問い合わせに対する回答の結果を見たものである。

飲酒経験受刑者のうち、飲酒目的の窃盗・無錢飲食の経験がある者は11.6% (139人)、3回以上経験した者は5.2% (62人) であった。

多量飲酒者については、飲酒目的の窃盗・無錢飲食の経験がある者は21.6% (72人) を占め、3回以上経験した者も10.2% (34人) であり、他の飲酒パターンの者と比べて顕著に高かった。

2-2-3-8図 QF分類別・飲酒目的の窃盗・無錢飲食の経験率



注 1 飲酒経験受刑者に限る。

2 無回答の者を除く。

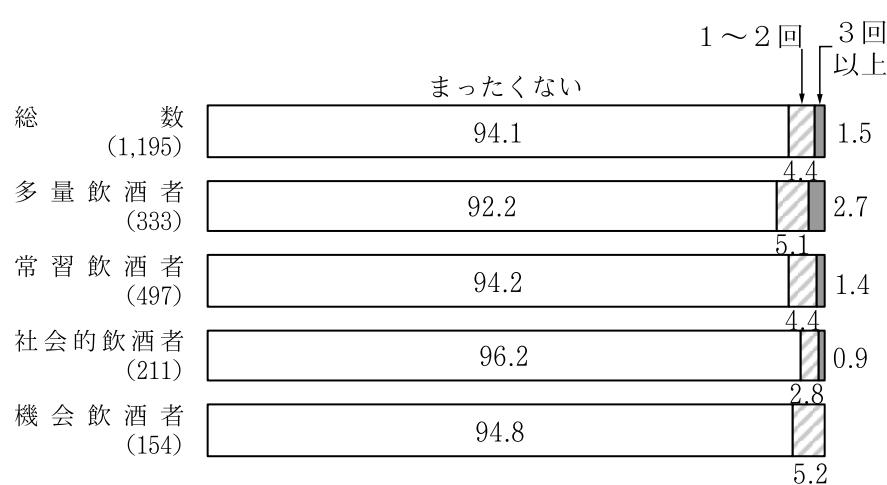
3 () 内は、実人員である。

(9) 飲酒時のわいせつ行為 (Q12(ケ))

2-2-3-9図は、飲酒時にセクハラやちかん等のわいせつ行為をした経験を聞いた問い合わせに対する回答の結果を見たものである。

飲酒経験受刑者のうち、飲酒時にわいせつ行為の経験がある者は5.9% (71人)、3回以上経験した者は1.5% (18人) であった。該当者数が少ないこともあるが、飲酒パターンの違いによる特段の傾向は認められなかった。

2-2-3-9図 QF分類別・飲酒時のわいせつ行為の経験率



注 1 飲酒経験受刑者に限る。

2 無回答の者を除く。

3 () 内は、実人員である。

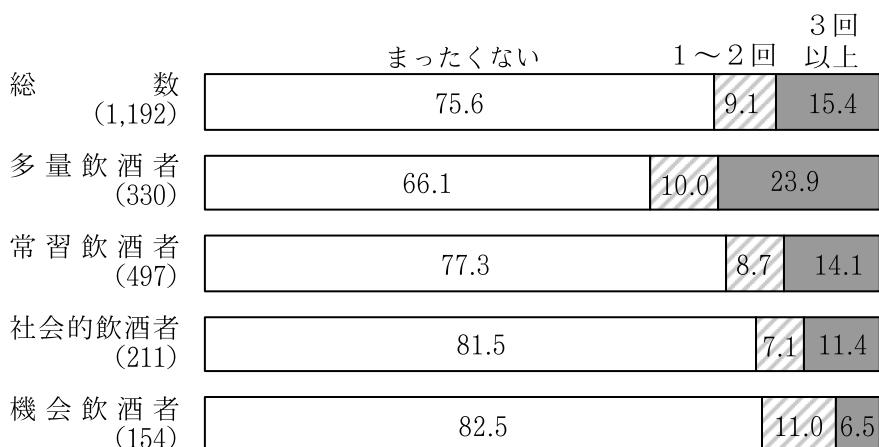
(10) 飲酒時の覚せい剤使用 (Q12 (コ))

2－2－3－10図は、飲酒時に覚せい剤を使用した経験を聞いた問い合わせに対する回答の結果を見たものである。

飲酒経験受刑者のうち、飲酒時に覚せい剤使用の経験がある者は24.4% (291人)、3回以上経験した者は15.4% (183人) であった。

多量飲酒者については、飲酒時に覚せい剤使用の経験がある者は33.9% (112人)、3回以上経験した者は23.9% (79人) であり、他の飲酒パターンの者と比べて経験率が顕著に高かった。

2－2－3－10図 Q F分類別・飲酒時の覚せい剤使用の経験率



$$[\chi^2(6)=34.48, p<.01]$$

- 注 1 飲酒経験受刑者に限る。
 2 無回答の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

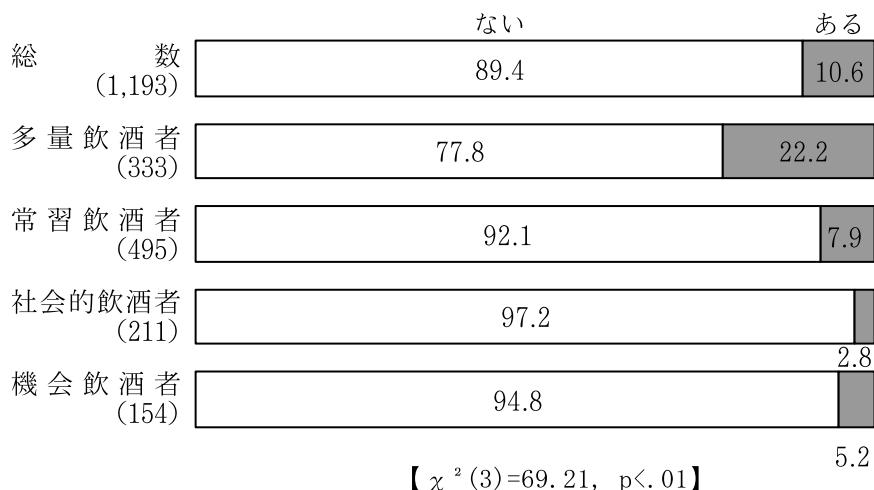
(11) 飲酒による病気（身体面と精神面を含む。以下この章において同じ。）(Q12 (サ))

2－2－3－11図は、飲酒がもとで病気になり、1週間以上ふだんの生活ができなかつた経験を聞いた問い合わせに対する回答の結果を見たものである。

飲酒経験受刑者のうち、飲酒による病気の経験がある者は10.6% (127人) であった。前記④の調査によると、一般成人男子では、飲酒者のうち「1週間以上、飲酒に関連する病気で通常の生活ができなかった」生涯経験率は2.4%であり、これと比較すると、飲酒経験受刑者は経験率が顕著に高い。

多量飲酒者については、飲酒による病気の経験者は22.2% (74人) であり、他の飲酒パターンの者と比べて経験率が顕著に高かった。

2-2-3-11図 Q F分類別・飲酒による病気の経験率



注 1 飲酒経験受刑者に限る。
 2 無回答の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

ここで、分析対象の受刑者中、アルコール中毒などアルコール誘発性障害又はアルコール乱用・依存症などアルコール使用障害（以下「アルコール関連疾患（精神）」という。）であると医学的診断を受けている者及び身体疾患について医学的診断を受けている者を、Q F分類別に見ると、2-2-3-12表のとおりである。

多量飲酒者は、「アルコール関連疾患（精神）」の比率が、顕著に高かった。なお、非飲酒者にアルコール関連疾患者が存在しているのは、過去に断酒し、本調査で非飲酒者に分類された者であると考えられる。

一方、身体疾患については、飲酒パターンによって特段の差が認められなかった。

2-2-3-12表 Q F分類別・疾病り患者人員

① アルコール関連疾患（精神）		② 身体疾患	
Q F 分 類	人 員	Q F 分 類	人 員
総 数	34 (2.4)	総 数	301 (20.9)
多量飲酒者	20 (6.0)	多量飲酒者	79 (23.5)
常習飲酒者	5 (1.0)	常習飲酒者	95 (19.0)
社会的飲酒者	3 (1.4)	社会的飲酒者	40 (18.7)
機会飲酒者	1 (0.6)	機会飲酒者	26 (16.8)
非飲酒者	5 (2.1)	非飲酒者	61 (25.8)

【(m) $p<.01$ 】

【n.s.】

注 1 「アルコール関連疾患（精神）」は、アルコール誘発性障害又はアルコール乱用・依存症などアルコール使用障害である。
 2 検定結果の(m)は、モンテカルロ法による算出であることを示す。
 3 () 内は、Q F分類の各区分の総数に占める比率である。

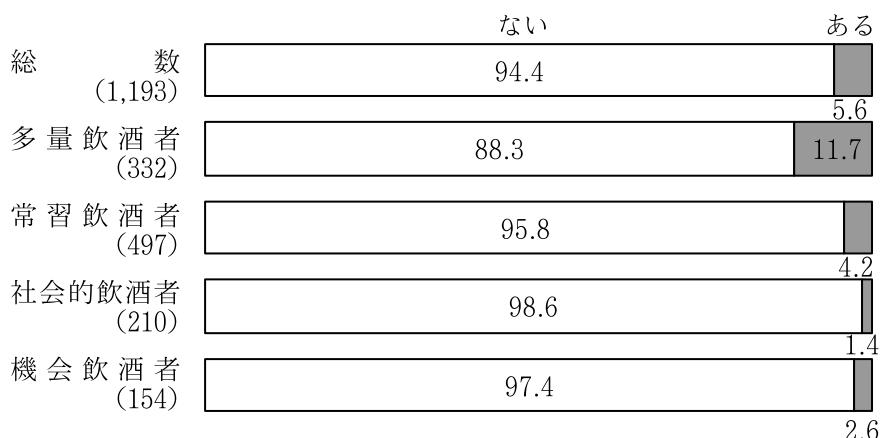
(12) 飲酒による離別（家族）(Q12(シ))

2-2-3-13図は、飲酒がもとで、家族（内妻を含む。）と離別した経験を聞いた問い合わせに対する回答の結果を見たものである。

飲酒経験受刑者のうち、飲酒が原因で家族と離別した経験がある者は5.6%（67人）であった。前記④の調査によると、一般成人男子では、飲酒者の中「自分の飲酒がもとで、配偶者や一緒に住んでいる方が、別れると言い出したり、実際に去っていってしまった」生涯経験率は2.8%である。この調査では、「別れると言い出す」ことまで含んでいるが、これと比較しても、飲酒経験受刑者の構成比が上回っている。

また、多量飲酒者については、飲酒により家族と離別した経験がある者は11.7%（39人）であり、他の飲酒パターンの者と比べて経験率が顕著に高かった。

2-2-3-13図 Q F分類別・飲酒による離別（家族）の経験率



【 $\chi^2(3)=34.95$, p<.01】

- 注 1 飲酒経験受刑者に限る。
2 無回答の者を除く。
3 () 内は、実人員である。

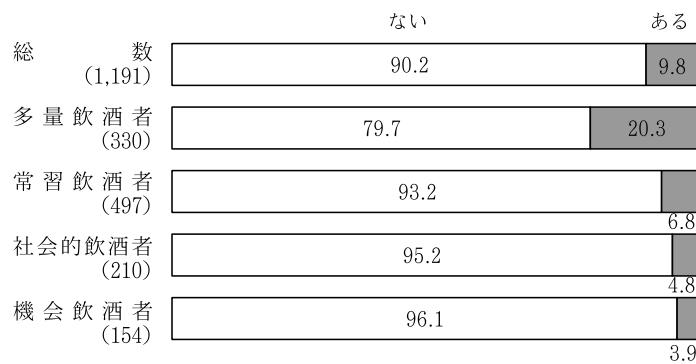
(13) 飲酒による離別（友人）(Q12(ス))

2-2-3-14図は、飲酒がもとで、友人を失った経験を聞いた問い合わせに対する回答の結果を見たものである。

飲酒経験受刑者のうち、飲酒によって友人を失った経験がある者は9.8%（117人）であった。前記④の調査によると、一般成人男子では、飲酒者の中「自分の飲酒がもとで、友情を失った」生涯経験率は2.2%であり、これと比較すると、飲酒経験受刑者は経験率が顕著に高い。

また、多量飲酒者については、飲酒により友人を失った経験がある者は20.3%（67人）であり、他の飲酒パターンの者と比べて経験率が顕著に高かった。

2-2-3-14図 Q F分類別・飲酒による離別（友人）の経験率



注 1 飲酒経験受刑者に限る。

2 無回答の者を除く。

3 () 内は、実人員である。

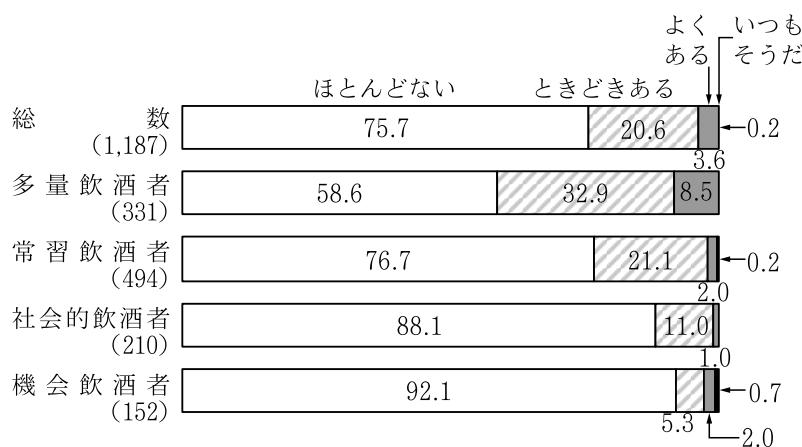
(14) 飲酒による失敗の言い訳 (Q14)

2-2-3-15図は、何らかの失敗をしたとき、酒を言い訳にした経験を聞いた問い合わせに対する回答の結果を見たものである。

飲酒経験受刑者のうち、失敗を飲酒のせいにした経験がある者は、「ときどきある」、「よくある」、「いつもそうだ」を合わせて24.3% (289人) であった。

多量飲酒者については、41.4% (137人) であり、他の飲酒パターンの者と比べて経験率が顕著に高かった。

2-2-3-15図 Q F分類別・飲酒による失敗の言い訳の経験率



注 1 飲酒経験受刑者に限る。

2 無回答の者を除く。

3 検定結果の(m)は、モンテカルロ法による算出であることを示す。

4 () 内は、実人員である。

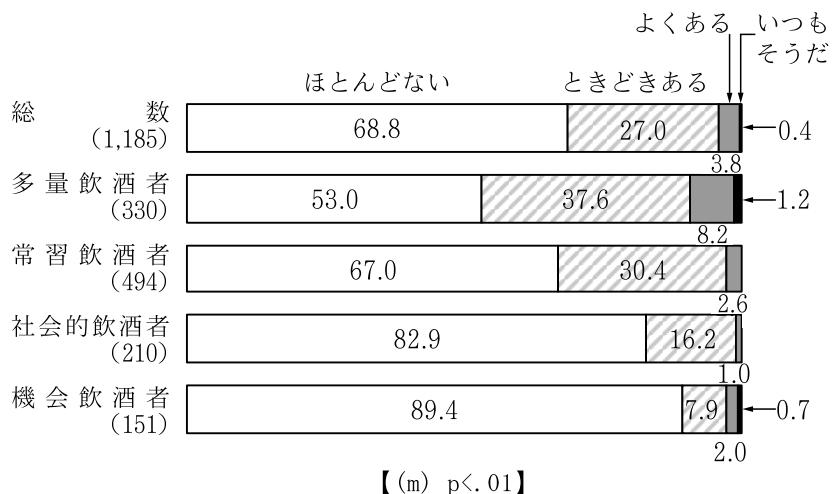
(15) 飲酒時不機嫌 (Q15)

2-2-3-16図は、飲酒時、怒りっぽくなったり不機嫌になったりした経験の頻度について聞いた問い合わせに対する回答の結果を見たものである。

飲酒経験受刑者のうち、飲酒時に不機嫌になった経験がある者は、「ときどきある」、「よくある」、「いつもそうだ」を合わせて31.2%（370人）であった。

また、多量飲酒者については、47.0%（155人）であり、他の飲酒パターンの者と比べて経験率が顕著に高かった。

2-2-3-16図 Q F分類別・飲酒時不機嫌の経験率



- 注
 1 飲酒経験受刑者に限る。
 2 無回答の者を除く。
 3 検定結果の(m)は、モンテカルロ法による算出であることを示す。
 4 ()内は、実人員である。

(16) 飲酒による記憶の喪失 (Q16)

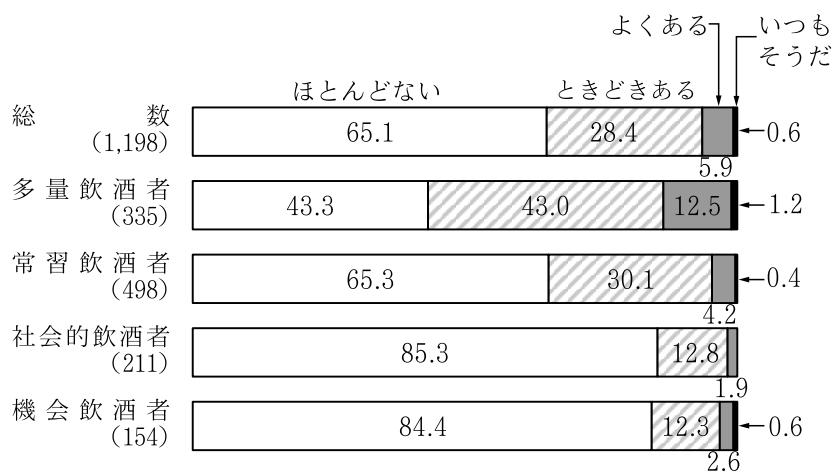
2-2-3-17図は、飲酒により、前夜の出来事を思い出せなかつたことがあるかを聞いた問い合わせに対する回答の結果を見たものである。

飲酒経験受刑者のうち、飲酒による記憶の喪失経験がある者は、「ときどきある」、「よくある」、「いつもそうだ」を合わせて34.9%（418人）であった。

また、多量飲酒者については56.7%（190人）であり、他の飲酒パターンの者と比べて、記憶の喪失経験を有する者の構成比が顕著に高かった。

前記④の調査によると、一般成人男子では、飲酒者のうち「この1年間に、飲酒のため、前夜の出来事を思い出せなかつたことがあった」のは、「1か月に1回以上」で3.7%（推定値）、「1か月に1回未満」で17.5%、「なし」は77.0%であった。質問の表現が異なるため単純に比較はできないが、受刑者は、飲酒による記憶の喪失経験を有する者の構成比が一般成人男子と比べて高いことがうかがわれる。

2-2-3-17図 Q F分類別・飲酒による記憶の喪失の経験率



【(m) p<.01】

- 注 1 飲酒経験受刑者に限る。
 2 無回答の者を除く。
 3 検定結果の(m)は、モンテカルロ法による算出であることを示す。
 4 () 内は、実人員である。

(17) 家族の大量飲酒歴 (Q 6)

次頁の2-2-3-18図は、父親又は母親が大量に酒を飲むことがあったかを聞いた問い合わせに対する回答の結果を見たものである。

飲酒経験受刑者のうち、父親又は母親が大量に酒を飲むことがあった者は47.2% (565人) と、約5割に近かった。

多量飲酒者では、55.4% (185人) が父親又は母親が大量に酒を飲むことがあったとしており、その構成比は他の飲酒パターンの者と比べて高く、逆に、社会的飲酒者及び機会飲酒者は、その構成比が低い傾向があった。

アルコール依存症者の保護者はアルコール依存症者が多いと言われるが²⁹、飲酒パターンも体質といった遺伝的要因や家族の文化といった環境的要因等の影響があるものと考えられる。さらに、大量飲酒を要因とする家族の機能不全という養育環境の不安定さが飲酒行動を含めた逸脱行動を助長するといった間接的要因もあると考えられる。

2-2-3-18図 Q F分類別・父親又は母親の大量飲酒歴別構成比

	あった	なかった	わからない
総 数 (1,196)	47.2	43.6	9.1
多量飲酒者 (334)	55.4	35.0	9.6
常習飲酒者 (494)	48.6	43.1	8.3
社会的飲酒者 (213)	38.0	53.5	8.5
機会飲酒者 (155)	38.1	50.3	11.6

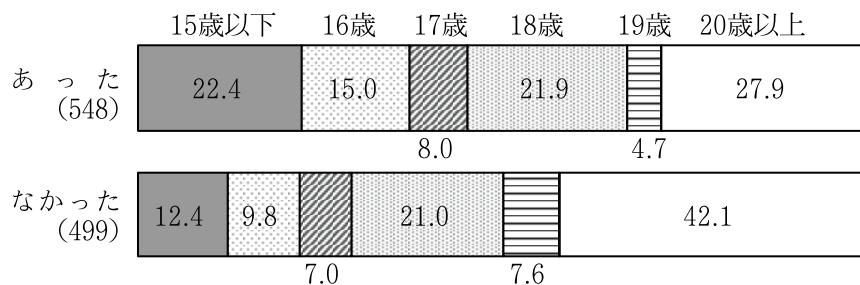
【 $\chi^2(6)=25.13$, p<.01】

- 注 1 飲酒経験受刑者に限る。
 2 無回答の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

さらに、2-2-2-19図は、父親又は母親の大量飲酒歴と飲酒開始年齢との関係を見たものである。

父親又は母親に大量飲酒歴がある者は、飲酒開始年齢が低い傾向が認められた。

2-2-2-19図 父親又は母親の大量飲酒歴別・飲酒開始年齢別構成比

【 $\chi^2(5)=39.45$, p<.01】

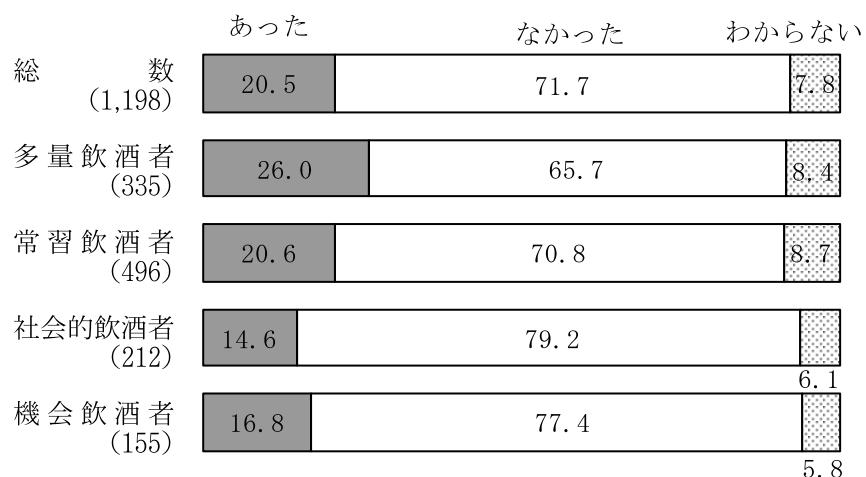
- 注 1 飲酒経験受刑者に限る。
 2 父親又は母親の大量飲酒歴について「わからない」と回答した者及び無回答の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

(18) 家族の飲酒時暴力歴 (Q 7)

2-2-3-20図は、父親又は母親が酒に酔って暴力を振るうことがあったかについて聞いた問い合わせに対する回答の結果を見たものである。

飲酒経験受刑者のうち、父親又は母親が酒に酔って暴力を振るうことがあった者は、20.5% (246人) であった。また、多量飲酒者は、父親又は母親が酒に酔って暴力を振ったとする構成比が26.0%であり、他の飲酒パターンの者と比べて高かった。

2-2-3-20図 Q F分類別・父親又は母親の飲酒時暴力歴別構成比



$$[\chi^2(6)=15.81, \ p<.05]$$

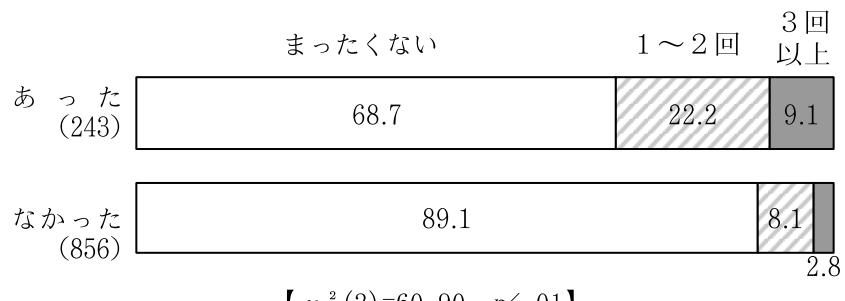
- 注 1 飲酒経験受刑者に限る。
 2 無回答の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

さらに、2-2-3-21図は、父親又は母親が酒に酔って暴力を振るった経験の有無別に、飲酒時の本人の家族や家族以外の者に対する暴力経験の有無について見たものである。

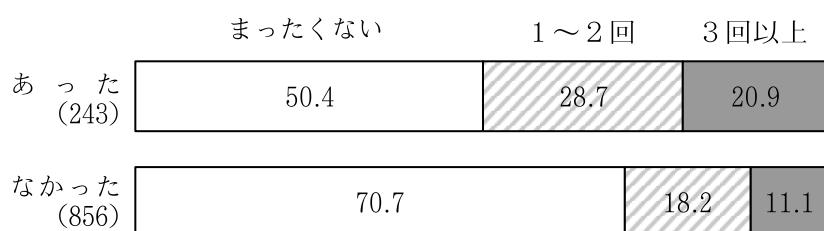
飲酒経験受刑者のうち、自分の父親又は母親が酒に酔って暴力を振るった経験を有している者は、そうでない者と比べ、自分が飲酒時に暴力を振るった経験率が高い傾向が認められた。この結果は、家族による飲酒時の暴力体験と、その後の自己による飲酒時の暴力経験との関連性を示唆するものと考えられる。

2-2-3-21図 父親又は母親の飲酒時暴力歴別・本人の暴力経験率

① 本人の飲酒時の対家族暴力



② 本人の飲酒時の対家族以外暴力



【 $\chi^2(2)=35.80, p<.01$ 】

注 1 飲酒経験受刑者に限る。

2 父親又は母親の飲酒時暴力歴について「わからない」と回答した者及び無回答の者を除く。

3 () 内は、実人員である。